

奈良県告示第二百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

猿飼（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十
五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字猿飼	三六六番三	一号及び十五号
〃	三七〇番	二号から四号まで
〃	二八五番	五号
〃	三〇四番二	六号から八号まで
〃	三〇二番一	九号及び十号
〃	三〇八番一	十一号
〃	三〇八番二	十二号及び十三号
〃	三六六番四	十四号